

県立学校における当面の臨時休業等の目安について

1 児童・生徒及び教職員の感染が確認された場合の対応について

児童生徒や教職員（以下「児童生徒等」という。）の感染が確認された場合、学校は、陽性者の発症日や行動歴等を聞き取るとともに、当該児童生徒等が所属する学級や部活動等における他の体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）（以下「体調不良者」という。）や濃厚接触者相当の者^{*}の有無の確認を行う。

校長は、感染が確認された者（以下「陽性者」という。）及び濃厚接触者相当の者となった児童生徒等に対して出席停止又は出勤自粛（以下「出席停止等」という。）の措置をとる。また、必要に応じて部活動の停止等の措置をとる。

学校は、陽性者の概要を速やかに教育局（保健体育課）に報告し、各学校において、校内で感染が広がっていると考えられる場合には、陽性者・体調不良者等の発生状況を踏まえ、臨時休業措置の要否を協議する。

県教育委員会は、学校内での感染状況や学校医の助言等を踏まえ、臨時休業措置の要否を判断する。

※ 同居家族が陽性者になった場合の濃厚接触者と区別するため、学校が特定する感染リスクの高い者は「濃厚接触者相当の者」という。

2 出席停止等について

(1) 出席停止等の対象者とその期間

学校において、下表に該当する児童生徒や教職員（以下「児童生徒等」という。）が確認された場合には、校長は、それぞれ下表に掲げる期間の出席停止又は出勤自粛（以下「出席停止等」という。）の措置をとる。

なお、療養期間中（出席停止期間等）も一定の場合（有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合）は、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされているが、出勤、登校は、必要最小限の外出としては認められない。

	対象者	期間
①	陽性者（現に入院している者 ^{*1} を除く）	<p>【有症状者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症日を0日として、翌日から7日間経過し、かつ、症状軽快^{*2}後24時間経過した場合に8日目から解除可能とする。ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者^{*3}との接触、ハイリスク施設^{*4}への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底すること。 <p>【無症状者の場合^{*5}】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検体採取日を0日として、翌日から7日間経過した場合に8日目から解除可能とする。 ・また、5日目の抗原検査キットによる検査^{*6}で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除可能とする。ただし、7日間が経過するまでは検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底すること。

②	同居家族等の陽性者の濃厚接触者になった者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族等の陽性者の発症日（陽性者が無症状の場合は、検体採取日）又は感染対策を講じた日の、いずれか遅い方を最終接触日0日として、5日間発症がない場合に解除。 ・無症状の場合は、2日目、3日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性であれば3日目から解除可能。 ・ただし、7日間が経過するまでは検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底すること。
③	学校等で特定した濃厚接触者相当の者	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性者の感染可能期間^{※7}内に陽性者と接触した最終日を0日として、5日間発症がない場合に解除。 ・無症状の場合は、2日目、3日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性であれば3日目から解除可能。 ・ただし、7日間が経過するまでは検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底すること。
④	体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）（上記①～③に該当しない場合に限る）	<p>原則、症状が改善するまで</p> <p>ただし、抗原定性検査キットによる自己検査で陽性反応が出た者のうち、陽性が確定していない者は上記①として取り扱う。</p>
⑤	同居家族等に体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）がいる者（当該家族が陽性者に該当しない場合に限る）	<p>原則、当該家族の症状が改善するまで</p>

※1 入院している者は、発症日を0日として、から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に解除可能。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。

※3 ハイリスク者とは、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方をいう。

※4 ハイリスク施設とは、ハイリスク者が多く入所、入院する高齢者・障害児者施設や医療機関をいう。

※5 療養中に発症した場合は、改めて発症日を0日とした「陽性者の【有症状者の場合】の期間」の療養となる。

※6 抗原定性検査キットは薬事承認されたものを用いること。また、適用にあたっては、当該検査結果の画像等の提示を受けるなど、陰性の事実を適切に確認すること。

※7 感染可能期間とは、発症2日前（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間をいう。（以下同じ）

(2) 濃厚接触者相当の者の特定

当面の間、学校において、学校医の助言や教育局（保健体育課）の所見等も参考としながら、陽性者の感染可能期間において、以下のいずれかに該当する児童生徒等を濃厚接触者相当の者として特定する。

- ① 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性が高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ② 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。）

なお、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル学校衛生管理マニュアル」では、「感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者」は出席停止の措置をとることとされているが、「食事の際に飛沫が飛ばないように、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、といった従来からの対策が講じられていれば、給食時にマスクをせずに会話したことだけで、一律に出席停止の措置を取ることはならない」との考え方が示されているため、参考とすること。

(3) 部活動に係る対応

陽性者が部活動に所属し、かつ、当該陽性者の行動歴から、感染可能期間*中に部活動に参加していることが判明した場合には、原則として、当該部活動は学校が陽性を把握してから3日間活動停止とする。また、当該期間中に2人目の陽性者が発生した場合は、部活動停止期間を2日間延長し、5日間とする。1人目の陽性者が発生した場合において、既に他に複数の体調不良者がいるなど、状況に応じて校長が3日間を超えて活動を停止することは妨げない。

学校は、部員及び顧問の健康観察を徹底するとともに、出席停止の対象となる有症状者や濃厚接触者相当の者に該当する者の有無について確認する。

なお、同一の部活動であっても、カテゴリー別に行動しているなど、陽性が判明した生徒と移動・更衣・練習等が全て別の集団として活動しており、明らかに陽性者との接触がないグループ（チーム等）は活動停止の対象にしないなど、柔軟に対応するものとする。

その他、部活動への対応については、令和4年4月15日付け教保体第119-1号（令和4年5月30日改訂）「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の取扱いについて（通知）」等を参照すること。

3 臨時休業の措置について

各学校において、校内で感染が広がっていると考えられる場合には、学校の一部又は全部の臨時休業を措置する。

なお、臨時休業の種類は、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級や学年単位など必要な範囲にとどめるものとする。

(1) 学級閉鎖

陽性者が在籍する学級の児童生徒数により適用する目安を下表のとおりとし、以下の目安に該当する場合は、学級閉鎖を実施する。当該期間は5日間程度を目安とする。

児童生徒数	目安
21人以上	同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）が合わせて10%以上いる場合
20人以下	同一学級において、2名の陽性者が発生した場合、又は、陽性者が1名であっても、体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）が複数いる場合

ただし、実施を検討するにあたり、以下のとおり取り扱う。

- ① 1人目の陽性者を認定するにあたり、当該陽性者が感染可能期間に学校に来ていない場合は除く。
- ② その他の陽性者・体調不良者（発熱等の風邪症状を有する者等）を認定するにあたり、同居家族等の濃厚接触者として自宅待機していた者が陽性者等になった場合で、かつ、直近5日間に学校に来ていない場合等、当該陽性者等が1人目の陽性者との間で明らかに感染経路に関連がないと判断できる者に限り除く。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。実施の検討にあたり、当該学年内の陽性者・体調不良者等の発生状況等を踏まえ、学校医の意見を参考にして判断するものとする。

(3) 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校閉鎖を実施する。実施の検討にあたり、学校内の陽性者・体調不良者等の発生状況等を踏まえ、学校医の意見を参考にして判断するものとする。

(4) 臨時休業の解除（授業の再開）

出席停止が適当と考えられる児童生徒を除き、学校医の助言も踏まえ授業を再開する。

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話 048-830-6963